

委員提案に係る現行制度等の概要等

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
1. 「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備			
(1) NPO法人等の設立や活動報告等に係る事務手続きの一層の簡素化・弾力化			
<p>・被災者支援NPO法人の新規事務所設立などを届け出で済むような事務の簡素化。</p>	<p>・所轄庁が内閣府である法人が新規の事務所を設立する場合は届出。一方で、所轄庁が都道府県知事である法人が当該都道府県外に新規の事務所を設立する場合は、内閣府が所轄庁となることから、内閣府の認証を受けることが必要。なお、震災対応のため臨時的に出張所を設ける場合など、新規事務所の設立には該当しないケースは多いと考えられ、その場合は特段の法的措置を行う必要はない。</p>	<p>・特になし。</p>	<p>・震災以降、内閣府に提出された定款変更の認証申請のうち、震災に起因する新規事務所設立の定款変更申請はこれまでのところみられていない(5月10日現在)が、所轄庁、内閣府にご相談いただきたい。</p>
<p>・被災者支援NPO法人の設立期間を1か月に短縮する特例措置の実施。</p>	<p>・認証の審査は、所轄庁が申請書を受領した日から2か月間の縦覧期間を経て、縦覧期間を経過した日から2か月以内に行わなければならない。</p>	<p>・特定非営利活動促進法第10条第2項、第12条第2項の改正。</p>	<p>・4月15日付通知において、震災に起因する各種申請については、優先的に審査し可能な限り審査期間の短縮を図る旨周知し、各都道府県に対しても、同種の取組みを要請。</p>
<p>・3月末に事業年度終了を迎えるNPO法人であって、被災地に事務所がある、または被災者支援を行っている法人については、事業報告書の提出を9月末まで延長する措置。</p>	<p>・事業報告書の提出等の義務について、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に基づき猶予されているのは平成23年6月30日までの期間。</p>	<p>・特定非常災害特措法第4条第3項に基づく政令の制定。</p>	<p>・さらなる期限の延長については、被災地に所在する法人の今後の状況等を踏まえた上で検討する予定。</p>
<p>・NPO法人や公益法人等の公益的組織には、大規模災害が起こった場合には、災害救援活動を行えることとする措置を設ける。</p>	<p>【NPO法人】 ・法人の定款上の範囲であれば、「災害救援活動」「NPO支援」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動やNPO支援を行うことは妨げられないことについて明確化するとともに、各都道府県あてに通知を発送。(4月15日付)</p> <p>【公益法人等】 ・公益法人等が大規模災害に際して災害救援活動を新たに行おうとする場合、多くの場合、定款に定めた目的や事業の範囲内と考えられ、特段の措置を講ずることなく実施可能と考えられる。また、これまでと全く異なる分野で災害救援事業を行おうとする場合などにおいては定款の変更が必要な場合も考えられるが、その場合においても、法人法において簡易な手続(評議員、社員の同意を得ることにより評議員会・社員総会の決議を省略する方法)が定められており、こうした方法の活用により対応可能と考えられる。</p> <p>・また、当該事業を実施しようとする場合に、行政庁に対して変更申請、変更届の手続が必要となる場合があるが、その場合であっても、多くの場合は変更届で対応可能と考えられ、定款を変更して全く新規の事業を実施するような場合においても申請に対して最大限迅速な審査を実施することにより対応しているところ。</p> <p>※ 委員長メッセージ(3/31)、よくある誤解への回答(4/7)として、法人に情報を提供。</p>	<p>・特になし。</p>	<p>・弾力的な運用により十分対応可能。</p>

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
(2)「新しい公共」支援事業のガイドラインの追加			
<p>・市町村の申請ベースで震災ボランティアに関連する市町村の費用にあてるためのガイドラインを追加する。</p>	<p>・3月18日、都道府県に対して震災対応案件について十分配慮するように要請(参事官通知)。 ・4月12日、弾力的な震災対応が可能となるように、ガイドラインを改定。 ・以上の対応により、現行制度でも、NPO等と市町村が事業実施主体となる震災対応案件が運営委員会(やむを得ない場合は都道府県)により選定されれば、申請した支援額が市町村に助成されるため、各市町村による適宜の支出が可能。</p>	<p>・特になし。</p>	<p>・適宜、ガイドライン改定等についての周知を実施。 ・各都道府県においては、4月以降、震災対応案件の選定が順次進められている。</p>
(3) 国家公務員・地方公務員のNPO等への参加促進制度創設			
<p>・国家公務員の休職制度・派遣制度の特例を設け、被災者支援NPO法人等への一定期間の派遣・出向を可能にする。</p>	<p>【国家公務員】 ・職員の休職は、国家公務員法第79条の規定(心身の故障、刑事事件起訴)のほか人事院規則で定められており(研究休職等)、NPO等への従事は含まれていない。また、職員の派遣等については、国際機関等派遣法、官民人事交流法等に基づくものがあるが、NPO等への派遣制度はない。 【地方公務員】 ・職員の休職は、地方公務員法第28条の規定(病気休職、刑事起訴休職等)の他、条例で定めるとされている。また、職員の派遣は、公益的法人等への一般職の地方公務員への派遣等に関する法律等に基づき、NPOを含めた公益的法人に対して可能(給与は支給しないことが原則であるが、条例で定めれば支給することも可能)。</p>	<p>【国家公務員】 ・例えば、NPO等で従事するための休職を認めるには人事院規則の改正が必要。 【地方公務員】 ・NPO等への派遣・休職及びその間の給与支給を可能にするためには条例で規定することが必要。</p>	<p>【国家公務員】 自発的に、かつ、報酬を得ないで、被災者を支援する活動のために使用できるボランティア休暇制度がある(原則5日間、東日本大震災の被災地における活動の場合は7日間(本年12月末まで))。</p>
(4)「眠れる『士』」の発掘・活用			
<p>・資格を持った退職者(看護師、カウンセラー、介護福祉士等)等を現地のニーズに応じて幅広く募集し、その専門知識・能力を「新しい公共」の主体が有効活用する仕組みづくり。</p>	<p>【看護職員について】 ・各都道府県に設置されている「ナースセンター」において、未就業看護職員の就業促進を図るため、求人求職情報の提供や無料職業紹介等を行うナースバンク事業等を実施している。 【介護福祉士について】 ・潜在介護福祉士等の再就労を支援するための研修を実施しているところ。</p>	<p>・特になし。</p>	<p>・有資格者の募集については、NPO法人等「新しい公共」の担い手が、その活動目的に応じて求人することが可能。 ・政府は左記の取り組みにより支援。</p>

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
(5) 規制等の緩和			
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給中の被災者支援ボランティア活動を認める特例。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働(再就職)の意思や能力が有れば、ボランティア(自発的かつ報酬を得ない労務の提供)を行った場合であっても、雇用保険の基本手当を受けることは可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士の被災地NPO法人(被災者支援NPO法人を含む)の支援相談を診断士の更新要件の実務補習時間として認める特例。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士の更新登録要件は、前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間において、 <ol style="list-style-type: none"> ①理論政策更新研修の受講又は論文審査に合格したこと、研修の指導のいずれかを5回以上 ②実務に従事、実務補習、実務補習の指導、実習の指導のいずれかを合わせて30日(点)以上となっているところ。 中小企業診断士がNPO法人の経営相談にのった場合については、更新要件に必要な実務従事や実務補習等として認められない。(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第1条第1号、第10条第2号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の改正。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け制度融資を被災地で活動するNPO法人に対して適用可能とする特例。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け制度融資に加えて、各地方公共団体においてNPO向け融資制度が設けられている。例えば宮城県においては、宮城県NPO活動支援融資制度、福島県においては、街なか再生特別資金融資制度など。 ・また、日本政策金融公庫(国民生活事業、中小企業事業)において、中小企業向け制度融資を取扱っている(国民生活事業において、NPO法人も利用可能)。震災後の対応としては、災害復旧貸付の利率引き下げ措置及びセーフティーネット貸付の拡充を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模有機農業やコミュニティビジネスの初期支援への融資などを実施できるよう融資制度の弾力的運用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業融資については、経営体の創意工夫が活かせるよう各種の制度資金による長期・低利等の融資が措置されているところ。 また、震災による被害農業者に対しては、日本政策金融公庫等の災害復旧関係資金について、無担保・無保証人で一定期間実質無利子での貸付を措置しているところ。 ・豊かな地域資源を活かした集落ぐるみでの都市農村交流の取組を国が直接支援する「食と地域の交流促進対策交付金」は、東日本大震災の被災地における集落コミュニティの維持・発展のための取組にも利用可能。 ・日本政策金融公庫(国民生活事業、中小企業事業)において、コミュニティビジネスの初期投資にも資する中小企業向け制度融資を取扱っている。震災後の対応としては、災害復旧貸付の利率引き下げ措置及びセーフティーネット貸付の拡充を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業融資については、現行の各種制度資金による長期・低利の融資等により対応。

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
<p>・JICAがその資源を活用して国内災害に当たれるようにする措置。</p>	<p>・現行法・制度下でJICAの資源(人材、施設、専門性)を利用し、青年海外協力隊員や職員等の被災地での活動、国際機関やNGO等との連携、現有施設の避難所としての利用、災害情報の収集・調査研究、国際社会への発信が可能であり、実施中。</p> <p>・なお、JICAが通常途上国に派遣している「専門家」「緊急援助隊」の多くは、日本国内の本務(公務員・技術者・警察・消防・医療関係等)として被災地支援にあっている。また、物資輸送・保管・配布を行うための基盤等は有していない。</p>	<p>・特になし。</p>	<p>国際協力機構法に基づく業務または付帯業務として対応しており、具体的には、以下を実施中または実施済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年海外協力隊等による協力活動として、宮城県東松島市の避難所運営支援、岩手県遠野市を拠点とした被災者支援活動、拠点事務局運営支援及びボランティア輸送支援、福島県二本松市で退避住民の生活支援を実施。 ・福島県二本松訓練所や東京国際センター等の施設で被災・避難者の受け入れ、炊き出し・物資の協力。 ・国連災害評価調整チーム(UNDAC)、国連人道問題調整事務所(UNOCHA)の活動や海外医療チームの活動支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・ジャンプラットフォーム(JPF)及び国際協力NGOセンター(JANIC)に東北支部の会議室を提供。職員をJPF、遠野まごころネット、せんだい・みやぎNPOセンターに派遣。また、地球ひろば及びJICA東京の会議室を、被災地支援活動団体へ貸出。 ・国際協力キャリア総合情報サイトやメール等を通じて一般国民に震災関連情報を掲載・提供、被災地に対しても、受領した途上国100カ国から励ましのメッセージを伝達。 ・震災関連の知見を有する大学等の専門家・研究者との協力、及び国際的発信を実施中。
<p>・ボランティアコーディネーターの長期派遣を可能とし、災害ボランティアセンターの機能を強化する。</p>	<p>・全国の社会福祉協議会が、震災後の自主的な対応として、東北3県の災害ボランティアセンターに職員を派遣し、各地の災害ボランティアセンターの立ち上げ支援やボランティアの受け入れ準備の支援を行っている。これらの職員は、特設期間の定めなく、配置されている。</p>	<p>・特になし。</p>	
<p>(6)被災者支援活動を対象とする表彰制度の創設</p>			
<p>・被災者支援活動を対象とする表彰制度の創設。</p>	<p>・防災功労者表彰(災害対策基本法111条)。</p> <p>・なお、NPO、ボランティア団体等の被災者支援活動を行う団体への支援目的での寄附金に係る表彰制度としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①紺綬褒章(指定された団体に対し、個人500万円以上、法人1000万円以上の寄附を行った場合に対象) ②厚生労働大臣感謝状(日本赤十字社及び中央共同募金会に対し、個人100万～500万円、法人300万～1000万円の寄附を行った場合に対象)の2つがある。 	<p>・新たな表彰制度を設けるには、表彰者の了解の下、実施要綱等を部内で整備することが必要。</p>	<p>・客観的な選考方法等を確保する必要がある。</p>

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
2. 被災した地方自治体の機能の「新しい公共」による代替、補完			
(1) 行政事務の包括的委託制度の推進			
<p>・先進的な地方自治体の例を参考に積極的な実践を促進する。</p>	<p>・指定管理者制度(地方自治法第244条の2)。</p> <p>・市場化テスト(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)。</p> <p>・総務事務や定型的業務等の非公権力的な事務の民間委託。</p> <p>※個別の法律により実施主体等が明記されている場合を除く。</p>	<p>・特になし。 ※先進的な自治体は現行制度の中で民間委託等を行っている。</p>	<p>・市民会館や公民館等の公の施設については、指定管理者制度を利用し、その施設の管理を民間団体に行わせることができる。</p> <p>・地方公共団体の窓口事務のうち特定の事務(住民票の写し、印鑑登録証明等)について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(いわゆる市場化テスト)を利用し、民間団体が交付の請求及び引き渡しを行うことができる。</p> <p>・定型的業務等(庁舎の清掃、公用車運転電話交換等)については、民間委託が進んでいる。</p>
(2) 公契約のあり方の一時的見直し			
<p>・「新しい公共」による被災者支援活動に関して地方自治体における随意契約の適用拡大、参入資格の緩和。</p>	<p>・地方自治法施行令第167条の2の規定により、随意契約によることができる場合の要件が定められているところであり、地方公共団体が契約を締結するに当たっては、当該規定に基づいて適切に運用されているところである。</p> <p>なお、東日本大震災による被害の応急復旧など、緊急の必要により競争に付することのできない事業については、随意契約によることが可能であることを周知している。</p> <p>また、地方自治法施行令第167条の5等の規定により、地方公共団体の長が必要があるときは、入札参加資格を定めることができるとされており、具体的な入札参加資格については、各地方公共団体が実情に応じて定めている。</p>	<p>・特になし。</p>	

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
3. 「新しい公共」を活用した新しい地域づくり			
(1) 新しい地域づくり支援のための支援拠点の創設			
<ul style="list-style-type: none"> 被災地域ごとに、協働運営型の「復興推進・生活支援センター」を設置し、包括的な生活・就労支援を行う制度を創設する。その前段階として災害ボランティアセンターを日常生活支援に応じられるように体制を変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> 協働運営型の包括的な支援センターは存在しない。 災害ボランティアセンターは被災地自治体の地域防災計画に基づき、被災地等に設置され、被災地の社会福祉協議会が中心となり、福祉関係団体やボランティアグループ、NPO等が協働で運営し、災害時の家屋の泥出しや引っ越しの手伝い等の生活支援を行っている。 	<p>— (「復興推進・生活支援センター」の具体的イメージが不明)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターの本来の機能は、災害時のボランティアの円滑な活動を促進することである。したがって、生活支援を目的にするのであれば、別の枠組が必要である。 運営面で事実上生活支援のボランティア活動を実施することは可能。
<ul style="list-style-type: none"> 地域の将来的顧客を拡大し、6次産業化を進める「復興まちづくりプラットフォーム」の制度化。 	<ul style="list-style-type: none"> 「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」により、6次産業化プランナーによる取組の総合的なサポートや新商品開発、販路開拓等の支援を実施。 6次産業化法や農工商等連携促進法により、農林漁業者等が農林水産物等の加工・販売に進出する取組等を総合的に支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	
<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の重要性を体験学習できるような施設を東北地方各地に設置し、小中高校の各段階で、農業、漁業、林業を体験し、全国から駆けつけたボランティアによる協力活動を学ぶ機会を作る。 	<p>以下のような支援事業等がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業研修支援事業により、農業高校生を対象として生産から加工・販売に至るまでの実践的な体験学習の実施に取り組む民間団体等を支援。 小学校をはじめとする子供の農山漁村における宿泊体験活動について地域の受入を支援。 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により、地方公共団体が自主性と創意工夫を活かしつつ、定住等及び地域間交流による農山漁村の活性化を支援。 森林・林業・木材産業づくり交付金により、森林を利用した環境教育・林業教育のための実習林、観察林等の森林フィールド及び森林環境教育活動施設の整備に取り組む都道府県、市町村等を支援。 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業により、高校生等を対象とした林業経営・就業体験、小・中学生に対する地域の森林・林業に関する体験学習等の実施に取り組む民間団体等を支援。 林業体験活動等が可能な県民の森等の受入施設の情報提供。 NPOや市民等幅広い層による森林づくり活動等への支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の自発的な取組により実施可能である。また、国は左記のような取組により支援。

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・仮設住宅にふれあいの居場所ルームを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	
(2)被災地以外の地域からの被災者支援体制確立			
<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な地方自治体や地域の前例を参考に、様々な担い手が協働して被災者を受け入れる取り組みを促す。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地以外の県単位での被災地支援の取り組みを促す。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県ごとに自発的に取り組むことが可能。
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアニーズと物資ニーズのマッチングを行うホームページを開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災ボランティア連携室が連携している民間のウェブサイト「助けあいジャパン」を介して、関係者は、時々刻々と変化する物資ニーズやサービスニーズをいつでも入力、削除することで、誰もが閲覧可能。 ・文部科学省の「東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト」において、被災地域の児童生徒等がより必要な支援を受けやすくするために、被災者・被災地域のニーズと各団体が提供可能な支援を相互に閲覧できるポータルサイトを開設・運用し、両者のマッチングを支援している。 掲載する支援内容は、①人的支援(教職員、カウンセラーなどの専門スタッフ、その他ボランティア等)②物的支援(備品・学用品、一般図書等)③被災した子どもの学校等への受け入れ等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既にHPは存在している。
(3)被災地の支援・復興計画策定に向けた「熟議」の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・災害が起きた場合は、ただちに被災自治体および政府レベルで被災地支援および復興計画のための定例会議を設置する仕組みを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部、非常災害対策本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部の下に被災者生活支援チームを設置し、被災者の支援を行っているところ。(支援チーム運営委員会議をほぼ毎日開催)
<ul style="list-style-type: none"> ・非公式な地域住民復興協議会の設置を促進する。福祉関係行政担当とまちづくりボランティアが復興の青写真を考案する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
(4)復興における地元資源・人材の活用、雇用の創出			
<p>・復興段階において住宅建設や公共施設の再建に当たっては、地元の木材など地域の自然資源の利用を優先し、また雇用も地元の企業や人材を優先する。</p>	<p>・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、木材を利用した公共建築物の整備促進。</p> <p>・地域材供給倍増事業(平成23年度予算)による木造住宅・建築の担い手に対する支援、品質・性能の確かな地域材の供給体制の構築等を支援。</p> <p>・政府の被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、4月5日に「日本はひとつ」しごとプロジェクト(フェーズ1)をとりまとめ、被災者の優先的雇用について、関係省庁と連携して各種取組を行う。さらに、4月27日にフェーズ2をとりまとめ、復旧事業等による確実な雇用創出に取り組み、「地元優先雇用の取組」を進めることにより、被災者の就労の場を確保していくこととしている。</p> <p>・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、中小企業者の受注の機会に配慮。</p>	<p>・特になし。</p>	
<p>・被災地支援のCFW制度を創設し、被災地の人々の一時的な雇用機会の創出を図る。</p>	<p>・国の交付金により都道府県に造成した基金により、失業者の雇用機会を創出する事業を実施。また、「重点分野雇用創造事業」において、実施要件の緩和と補正予算で積み増した「震災対応事業」により、被災した方々を雇用することが可能。</p>	<p>— (CFW制度の具体的な内容により検討が必要)</p>	

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
4. 「新しい公共」による支援を支える資金面での環境整備			
(1)さらなる震災特別寄附税制の拡充			
<p>・使途を指定した寄付募集と寄付者を明示する寄付制度の特例。</p>	<p>【国】 ・国に対する寄附を歳入として受け入れることは可能だが、閣議決定を踏まえ、抑制的に受領を行っているところ。 一方、寄附者の指定した使途に充てる目的で受け入れることは憲法第83条(「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行わなければならない。」)の趣旨を踏まえ、慎重に検討すべきものと考えている。</p> <p>【地方公共団体】 地方公共団体が公共施設等を整備するに当たって、その財源に充当されることを目的に寄附を受けた場合に、当該施設の名称に寄附者の名前を付したり、施設に掲示したりすることについては、特段の制約はない。なお、負担付きの寄附に該当する場合は、議会の議決を得なければならない。</p>	<p>【地方公共団体】 ・特になし。</p>	<p>【国】 ・国において、使途を「被災者支援」に限定した寄附金を歳入として受け入れることは、法的手当が必要と考えるが、左記のとおり憲法等の趣旨を踏まえ、慎重に検討すべきものとする。</p> <p>【地方公共団体】 地方公共団体においては、各団体の判断により使途を限定して寄付金を受け入れ、当該施設や施設の一部に寄付者の名前をつけることが可能。</p>
<p>・被災者支援NPO法人に対する仮認定制度の先行導入と指定寄付金制度の適用。</p>	<p>・仮認定制度は存在しない。</p>	<p>・仮認定制度の先行導入には法律の改正。</p>	<p>・平成24年4月から仮認定制度の導入を含む新たな認定制度が開始されるよう、今通常国会において所要の法整備が行われることを目指すこととしている。仮認定制度の先行導入には、新たに認定機関となる地方団体の準備期間についての配慮が必要。</p>
<p>・震災特別寄附税制の指定寄付金制度を3月11日以降の寄付金に遡って適用する。</p>	<p>・指定寄附金については、指定(告示)を行った日以降、一定の期間に募集する寄附金を対象としている。なお、認定NPO法人が自らが行う被災者支援活動のために募集する指定寄附金については、所轄国税局長の確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までが指定寄附金として募集できる期間となる。</p>	<p>・3月11日以降にさかのぼって適用するためには、4月27日付けの包括告示の改正。</p>	<p>・指定の対象期間前の寄附金であっても、認定NPO法人向けの寄附については、個人であれば寄附金控除、法人であれば特定公益増進法人向け寄附並みに損金算入を行うことができる。さらに、平成23年度税制改正法案が成立すれば、平成23年1月に遡って税額控除の対象となる。</p>
<p>・上記の適用を行った上で、3月決算の企業については、3月に支出した寄付金を、翌事業年度から3年間のうちに繰越して損金算入できる措置の導入。および、3年間は指定寄付金は企業においては繰越損金算入できる措置の特例の実施。</p>	<p>・現行では、寄附金の損金算入は事業年度ごと。</p> <p>・指定寄附金は全額、それ以外の寄附金は一定の範囲内で損金算入できる。</p>	<p>-</p>	<p>・仮に、「上記の適用を行った」場合の取扱いについては個別に検討。</p>

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
<p>・個人の指定寄付金に関しては年末調整できる特例の導入。</p>	<p>・寄附金控除については、雑損控除や医療費控除と同様、年末調整ではなく、確定申告により適用。</p>	<p>個人の指定寄附金控除について年末調整するためには法令(所得税法190条)の改正。</p>	<p>・寄附金控除の年末調整化については、源泉徴収義務者の負担や不正防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討が必要。</p> <p>・平成23年度税制改正大綱において、寄附金控除の年末調整化については、源泉徴収義務者の負担や不正防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行うこととなっている。</p> <p>・特に、被災している中小企業や個人事業主等の源泉徴収義務者にとっても、負担増となることに留意が必要。</p>
<p>・新公益法人や社会福祉法人等へ震災特別税制(指定寄付金制度)の適用拡大。</p>	<p>【指定寄附金】 ・指定寄附金は、公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てるための寄附として、広く一般から募集するものとして、財務大臣が指定するもの。</p> <p>・今回の震災後、社会福祉法人中央共同募金会が被災者支援活動への助成のために募集する寄附を指定寄附金としたほか、公益法人等の建物復旧のための寄附金を指定することとしている。</p> <p>【税額控除】 ・中央共同募金会が募集する上記の指定寄附金は税額控除の対象。</p>	<p>【指定寄附金】 ・特になし。</p> <p>【税額控除】 ・税法の改正。</p>	<p>【指定寄附金】 ・左記の指定寄附金の要件を満たすものについて、今後の具体的なニーズを踏まえて検討。</p> <p>【税額控除】 ・一定の要件を満たす公益社団・財団法人や社会福祉法人等に対する寄附の税額控除については、平成23年度税制改正法案の早期の実現を図ることで対応。</p>
<p>・大規模災害が発生した場合には、今回と同様の指定寄付金制度が自動的に発動するような制度の創設。</p>	<p>・今回の震災に係る寄附金の指定については、阪神・淡路大震災の際の対応を踏まえつつ、東日本大震災特有の事情等も踏まえて実施。</p>	<p>・大規模災害の際には今回と同様の指定寄付金制度が、自動的に発動するようにする包括的な告示。</p>	<p>・大規模災害への対応については、政府全体としての各種の対応措置に併せて速やかに検討することが必要。</p>

提案	現行制度等の概要 (含震災後の対応)	実現にあたって必要な制度的対応	備考
(2) NPO法人・認定NPO法人のデータベース構築の前倒し実施			
<ul style="list-style-type: none"> 多くのNPO法人・認定NPO法人に支援金が寄せられている現状から、平成25年度から運用を開始としている内閣府のポータルサイトを平成24年度から運用できるようにし、認定NPO法人の情報も統合する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい公共推進会議の情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループにおいて、平成25年度より内閣府が都道府県と協力し、閲覧情報を一元的に公開できるように内閣府のNPOポータルサイトを改善するよう提言が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府のNPOポータルサイトは、都道府県の協力により運営されており、内閣府のNPOポータルサイトの改善には都道府県の準備期間についての配慮が必要。
(3) 新しい被災地支援ファンド等の創設			
<ul style="list-style-type: none"> 海外からの支援金を集め、国内の「新しい公共」の被災者支援にあてるための受け入れファンドの創設。 	<ul style="list-style-type: none"> 国に集まる海外からの寄附金は、基本的には義援金として集められるものであり、同寄附金は日本赤十字社等に送られ、「義援金配分割合決定委員会」において各被災都道府県に対する配分が決められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、海外からの支援金を受け取ったNPO法人等が、定款に定めがある場合、これを基に基金を設置し、事業として運営したり、財団法人を別途設立して基金を運営する等が可能。
<ul style="list-style-type: none"> 上記提案に加えて、そのファンドを国内からの支援金(義援金?)も集める(プールしておく)受け入れファンドとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国に国内外から集まる寄附金は、基本的には義援金として集められるものであり、同寄附金は「義援金配分割合決定委員会」において各被災都道府県に対する配分が決められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、支援金を受け取ったNPO法人等が、定款に定めがある場合、これを基に基金を設置し、事業として運営したり、財団法人を別途設立して基金を運営する等が可能。
<ul style="list-style-type: none"> 「新しい公共」の担い手による国内災害対応の初期費用を拠出するファンドの創設。 		<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	